

青梅市健康増進計画（案）に対する意見と市の考え方

【意見数等】

第4章 分野4 喫煙・飲酒について1人の方から意見をいただきました。

■現状と課題（喫煙）

市民の意見	市の考え方
<p>「受動喫煙が問題となりました。」と過去の事ではなく現在進行形の深刻な問題だ。表現を改めるよう強烈に求める</p>	<p>受動喫煙については、過去の問題とは捉えておらず、禁煙・分煙を推進し、受動喫煙によるリスクを減らすこととしました。</p>
<p>受動喫煙の現状認識が不十分。分煙・禁煙は実施されるようになったがとても十分とはいえず、WHO煙草規制枠組条例第2回加盟国会議の決議では屋外全面禁煙化、違反には罰則制定が定められたにもかかわらず現実には程遠い。</p> <p>健康増進法第25条の定めも努力義務にとどまっているので、民事訴訟に訴えなければ（名古屋地裁判決）実現性に乏しい。第25条を機会に全面禁煙化を打ち出し「子供もお子様連れも安心してご来店ください。」とまでポスター掲示したチェーン店が手のひらを返したように混煙に戻った例もある。ほとんどのファミリーレストランも分煙は不完全であり、禁煙席での受動喫煙が避けられない。</p>	<p>分煙・禁煙の実施については、十分に実施されているとは考えていないことから、分煙・禁煙の推進に努め、事業者においても禁煙・分煙環境の整備や実施状況の表示をすることとしました。</p>

■現状と課題（飲酒）

市民の意見	市の考え方
<p>泥酔による暴力、嘔吐などの加害行為にふれるべきである。</p>	<p>ご意見として承りました。</p>

■ 市民（個人・団体）にできること

市民の意見	市の考え方
<p>「歩きたばこはやめましょう。」 「条例で禁止されています。」を必ず入れること。</p>	<p>ご意見を踏まえ「青梅市ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置の防止ならびに路上喫煙の制限に関する条例」による推進をすることとしました。</p>

■ 市の取組

市民の意見	市の考え方
<p>喫煙や飲酒が健康に及ぼす影響についての情報提供が不足である。受動喫煙の与える他者への悲劇的被害に関する情報を加えるべきだ。</p>	<p>受動喫煙による健康被害についての情報提供は、国および東京都でも受動喫煙が健康に悪影響を及ぼすことの情報提供を重要なことと位置付けております。 受動喫煙による健康被害については、引き続き情報の提供を推進していくこととしました。</p>
<p>分煙は拡散という物理現象を考えれば受動喫煙によるリスクを減らすのは現実不可能です。 喫煙室のドアをあければ流れ込み、喫煙者の呼気からも吐き出され異常な吐き気に襲われます。 禁煙あるのみです。 喫煙者のことを考えるべきではありません。ナイフを振り回しているのと変わりません。</p>	<p>受動喫煙による健康被害の情報提供を引き続き実施し、禁煙・分煙の推進に努め、受動喫煙によるリスクを減らすこととしました。また、禁煙希望者の支援にも努めることとしました。</p>
<p>未成年者に煙草を売らないためには、自販機の禁止、全員の年齢確認以外にありません。 最近の報道でも中高生違法喫煙者の相当の割合がTASPOの違法貸与によるなりすましによる購買であることがわかっています。</p>	<p>未成年者にたばこを売らないために、自動販売機の管理・監督、稼働時間の自主規制など未成年者にたばこや酒を「売らない・買わせない」の徹底を事業者が実施することとしました。また、未成年者の喫煙・飲酒の防止に努める取組も引き続き行うこととしました。</p>

■事業者（企業・商店・医療機関）にできること

市民の意見	市の考え方
職場や飲食店などでの禁煙・分煙の整備は禁煙以外認めません。	国および東京都でも、多数の者が利用する公共的な空間は原則として全面禁煙であるべきと示しており、情報提供や禁煙希望者の支援に努めることとしました。